

(件名)

「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」の改正

1 要 旨

- 近年の大雨の増加など降雨形態の変化等に対応するため、林野庁は、許可基準とその運用の見直しを行い、令和4年11月15日付けで、地方自治法に基づく技術的な助言である「開発行為の許可基準等の運用について」を通知した。
- 上記を踏まえ、県は、技術的な助言を参考に制定している「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」を改正することとした。
- 改正にあたっては、洪水調整池の設計・設置に係る河川管理者との調整等について手続の明確化が求められていることから、国の通知内容に加え、河川管理者からの同意取得や同意の確認方法等を規定する。

2 主な改正内容

現行		改正（案）	
名称	「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」	名称	「静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項」
手続上の要件	—	手続上の要件	次の書類を添付すること ・位置図、区域図及び計画書等 ・権利者の同意取得を証する書類 ・他法令の処分又は申請状況が確認できる書類 ・防災工事に必要な資力・信用、能力を証する書類
審査基準	【災害の防止】 ・土砂流出量は、<u>標準 300m³/ha/年</u> ・排水施設は<u>一律 10 年確率</u>とする ・搬出土は搬出先と処理計画を添付 ・高盛土は <u>15mごと独立した擁壁（アースダム）を設置</u> 【水害の防止】 ・調整池は <u>30 年確率とする</u> ・調整池余水吐は <u>100 年確率とする</u> ・<u>河川管理者からの同意を取得する</u> 【水の確保】【環境の保全】 【太陽光発電を目的とする開発行為】	審査基準	【災害の防止】 ・<u>土砂流出量は、標準 400m³/ha/年</u> ・周辺に人家等の保全対象がある場合、<u>排水施設は 20～30 年確率とする</u> ・搬出土の処理計画の確認は、R4. 6. 30 森保第 734 号によることを明記 ・<u>高盛土は、安定計算を実施し安全性を確認</u> 【水害の防止】 ・河川管理者が必要と認める場合、<u>調整池は 50 年確率とする</u> ・<u>調整池余水吐は 200 年確率とする</u> ・<u>河川管理者からの同意取得は、R4. 9. 9 森保第 758 号によることを明記</u> 【水の確保】【環境の保全】 【太陽光発電を目的とする開発行為】
一般的事項	— — 【一般的事項】	留意事項	【開発行為の一体性】 【関係市町長の意見】 【配慮事項】

3 施行期日

令和6年4月1日以降の申請から適用